

君津市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

改定の経緯

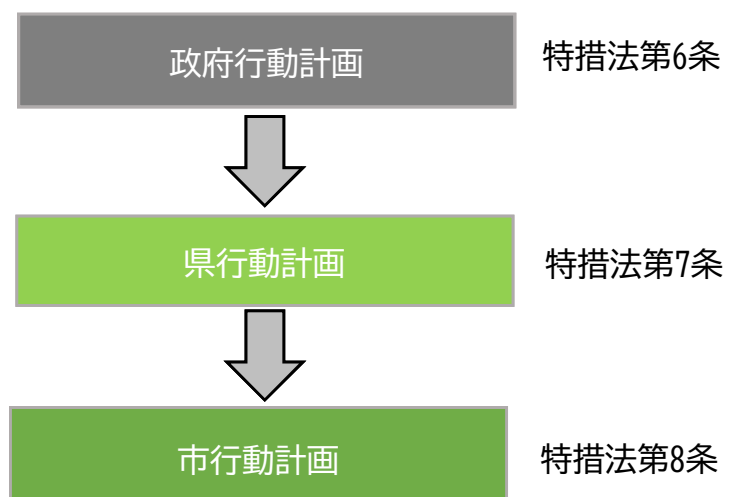
本文 P1～P2

- 君津市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する千葉県インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。
- 平成26年（2014年）12月に策定した市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。令和2年（2020年）新型コロナウイルス感染症感染拡大時には、本計画により市は対応を行いました。
- 国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和4年（2022年）に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）を改正し、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制の構築の準備を推進するとともに、令和6年（2024年）7月に政府行動計画を抜本的に改定しました。
- 国の行動計画改定を受け、県は、令和7年（2025年）3月に県行動計画を改定しました。
- これを受け、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症による危機に対応できる行動計画に改定します。

計画の位置づけと見直し

国は、感染症法上の基本指針等の見直し状況や整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じ改定する予定です。

それに伴い、県行動計画の見直しが行われた場合、市は、これに合わせて市行動計画の見直しを行います。



市行動計画の改定のポイント（新旧比較）

項目	旧	新
目的	1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。	変更なし
対応疾患	新型インフルエンザが主	新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も含める。
時期区分	対応段階を5段階として記載 ①未発生期、②海外発生期 ③国内・県内発生早期 ④国内・県内感染期、⑤小康期	記載を3段階に分け、準備期の取組を充実させる。 ①準備期 ②初動期 ③対応期
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	7項目 ①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 ※新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実
横断的視点 (新規)	なし	対策の実効性を向上させるため、各分野横断的な取組として4つの視点を設定 ①人材育成 ②国及び県との連携 ③DXの推進 ④研究開発の動向に関する情報収集
複数の感染拡大への対応	比較的短期の収束が前提	■ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の機動的切り替え ■ 中長期的に複数の波が来ることも想定
実効性確保 (新規)	なし	■ 訓練等平時の備えと意識を高める取組の継続 ■ 定期的なフォローアップと必要な見直し
被害想定	政府及び県の計画に準じ、強毒性の鳥インフルエンザが人から人に感染するシナリオとして市の被害を想定	政府及び県の改定に準じ、様々な感染症に対応することとし、様々なシナリオを想定するため、被害想定を削除

対策7項目の概要

①実施体制

本文 P7・P17～P19

- 準備期：有事の際の全庁的な対応体制の構築や県等の関係機関との連携を強化するとともに、実践的な訓練や研修を実施する。
- 初動期：市対策本部の設置検討や必要な対策を実施するための人員体制の強化、予算確保に努め、市民の生命と健康を守るための対策を迅速に実施する。
- 対応期：感染症の状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す。また、初動期に引き続き、必要な対策を行うための財源確保に努めるとともに、必要時、応援職員の要請や緊急事態措置に関する総合調整を行う。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

一部 新

本文 P7・P19～P24

- 準備期：感染症等に対する情報提供・共有を行うとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行えるよう、体制を整備する。
※新型コロナウイルス感染症対応経験を踏まえ、有事の際は双方向のコミュニケーションが重要とし、平時からのリスクコミュニケーションが項目として追加されました。
- 初動期及び対応期：迅速かつ一体的に情報提供・共有を行い、相談窓口を設置するなど、可能な限り双方向のコミュニケーションを実施し、市民等の不安の解消等に努める。また、偏見や差別等に対する適切な対応ができるよう、必要な情報を市民等に提供・共有する。

③まん延防止

本文 P7・P24～P30

- 準備期：有事の際に実施するまん延防止等重点措置、また、個人の基本的感染対策について、市民等の理解促進を図る。
- 初動期：市内でのまん延時に迅速な対応ができるよう、市行動計画又は業務継続計画に基づき準備を行う。
- 対応期：ウイルスの感染性や病原性に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、市民生活や市民経済への影響の軽減を図る。

④ワクチン

新

本文 P8・P30～P39

- 準備期：国・県・医療機関・事業者等と連携し、ワクチン接種が迅速かつ円滑に実施できるよう必要な準備を行い、接種体制を構築する。また、市民等に対して、ワクチン接種の基本的な情報の提供・共有を行うとともに、双方向的な取組を進める。
- 初動期：準備期からの接種体制を活用し、医療従事者や資機材を確保し、国・県等と連携しながら、迅速な予防接種につなげる。
- 対応期：迅速にワクチン接種を実施し、ワクチンの供給量や医療従事者の体制を踏まえ随時見直しを行い、接種体制を維持する。また、予防接種に関する情報について、国や県が提供する情報や相談窓口も含め、市民等に対して共有する。

⑤保健

新

本文 P8・P39～P41

- 準備期：感染症危機に備えた人材の確保や全庁での研修・訓練等により人材育成を行う。また、感染症情報について、関係者、市民等に積極的に知識の共有を図る。
- 初動期：市民へのリスクコミュニケーションを開始し、感染拡大のリスクを軽減する。
- 対応期：県が実施する健康観察や生活支援等に協力し、市民の生命及び健康を保護する。また、必要な対策について、市民等にわかりやすく情報提供・共有を行う。

⑥物資

新

本文 P8・P41～P42

- 準備期：感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する。
- 初動期：県と協力し、感染症対策物資等の必要量の確保に努める。
- 対応期：感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。また、県や近隣市等と物資及び資材の供給に関する相互協力を努めるとともに、県が行う緊急物資の運送、売渡し要請に必要な応じて協力する。

本文 P8・P43～P47

- 準備期：情報共有体制や支援体制を整備し、必要な物資及び資材を備蓄するとともに、事業者や市

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

- 初動期：市民等及び事業者等に事業継続に向けた準備の勧奨等や、生活関連物資等の安定的な供給が図られるよう、呼びかける。
- 対応期：市民生活の安定の確保及び社会経済活動の安定を確保するための各種支援を行うとともに、生じた影響を緩和するための必要な支援を行う。